

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会 長 松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

検案する医師等のさらなる確保に向けた取り組みについて
(日本医師会死体検案研修会 (上級) の修了者情報の共有について)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より死因究明体制の充実につきまして、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、すでにご承知のとおり、日本医師会では、平成 26 年度より、それまで厚生労働省が国立保健医療科学院でおこなってきた研修会を、日本法医学会等の関係学会ご協力のもと、死体検案研修会 (上級) (厚生労働省死体検案講習会事業) として開催しており、国が推進する死因究明のための検案等の体制整備に助力して参りました。

他方で、年間死亡数の増加や、家族や生活の有り様の変化等による検案の実施体制等への負荷の増大等が見込まれるところ、依然として、検案する医師等の高齢化や人員不足に悩まされている地域も少なくない状況にあります。

そこで、この度、各地域における検案する医師等の確保をさらに推進し安定化を図るべく、厚生労働省医政局医事課と協議のもと、関係省庁とともに死体検案研修会 (上級) の修了者に関して下記の取組を実施することといたしました。

貴職におかれましては、本件につきご了知・ご協力いただくとともに、貴会管下の郡市区等医師会への周知方につきましてもご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 死体検案研修会 (上級) の修了者に係る名簿の都道府県医師会への送付、共有

日本医師会が開催する死体検案研修会 (上級) の修了者については、令和 6 年度の修了者以降、日本医師会において、氏名、所属する医療機関名、医療機関所在地 (又は自宅住所)、連絡先等が記された修了者に係る名簿 (以下「修了者名簿」という。) を作成し、当該修了者の所属する医療機関所在地又は自宅住所の存在する都道府県医師会にそれぞれ送付し、共有するものとします。(送付方法等、詳細につきましては、別途、ご担当者様宛に連絡致します。)

なお、令和 2～5 年度の修了者につきましても、あらためて本人の同意を得られた方の情報については上記と同様の取り扱いとする予定です。

2 都道府県警察及び管区海上保安本部への通知

1 の取り扱いについては、警察庁及び海上保安庁 (以下「警察等」という。) からそれぞれ都道府県警察及び管区海上保安本部に対して、周知されるものとします。

なお、この際、修了者名簿が警察等に共有されることはありません。

3 警察等による都道府県医師会への照会、協議等

警察等においては、検視への立会い（及び当該検視への立会いに引き続き検案することとなる場合の多い）医師をより一層確保するため、例えば、検案する医師等の確保が十分ではない地域、休日や夜間等における対応体制が脆弱と認められる地域等の実情を十分に踏まえた上で、修了者名簿を有する都道府県医師会に対して、検案する医師等の確保に関する照会、協議等を行うことができるものとしします。

なお、この際、事務手続きに齟齬を生じないよう、警察等においては都道府県医師会への照会、協議等を行う担当窓口を一本化するよう、警察庁及び海上保安庁からそれぞれ周知されるものとしします。

4 都道府県医師会における適格性を有する医師の選定及び警察等への回答

3により、警察等から検案する医師等について照会、協議等を受けた都道府県医師会においては、これに協力し、日本医師会から送付、共有された修了者名簿に掲載された修了者を参照するなどして、当該照会、協議等の事由に該当する、又は該当する可能性が認められる医師を選定し、当該医師に対して、警察等への協力（連絡先の教示を含む。）についての意思確認等を確実に実施するものとしします。

その上で、都道府県医師会は、警察等に対して、当該医師の連絡先を教示するなどの回答を行うものとしします。

なお、この際においても、修了者名簿が警察等に共有されることはありません。

5 その他

すでに都道府県医師会等をはじめ、都道府県の単位において検案する医師等の確保体制が構築されている場合、必ずしも、本事務連絡に記載の限りではないことを申し添えます。

以上

【連絡先】

日本医師会医事法・医療安全課 担当：新田
TEL：03-3942-6484 Mail：law-safe@po.med.or.jp